

【フィリピン】国家知的財産権委員会（NCIPR）による
知財侵害取締実績報告書の公表について

2020年6月23日
ジェトロ・シンガポール事務所

フィリピンの国家知的財産権委員会（NCIPR）は、知財侵害取り締まりの10年間をまとめた報告書を公表した。

同報告書は、NCIPRが2008年に設置され、2020年で12年となることを記念して、2018年までの10年間の実績をデータで説明したもの。フィリピンはUSTRのスペシャル301リストから削除されてから7年が経過。NCIPRの設置に伴う取り締まり件数の大幅な増加、また司法分野でのキャパビルにより、知財訴訟件数もゼロから年間7件まで増加したことを紹介している。

なお、2019年から2022年までの中間計画において、NCIPRは人員増加による能力増強を予定しているとのこと。

情報公開日

2020年6月22日

URL等

<https://www.ipophil.gov.ph/news/looking-back-at-seizures-since-2008-inception-ncipr-eyes-enforcement-data-enhancement-for-better-policy-strategy-formulation/>

以上

本内容は、日本貿易振興機構が独自に入手している情報に基づくものであり、その後の状況などによって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは当該機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことを予めお断りします。